

## 徳島市中小企業振興対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島市附属機関設置条例（昭和28年徳島市条例第5号。）第2条に規定する徳島市中小企業振興対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査・研究させるため、専門委員若干人を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 本市議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査・研究を終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、新たに委員が任命されたのち最初に招集すべき委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。